

一般社団法人 日本インクルージョン協会 定款

第1章 総則

(名称) 第1条 当法人は、一般社団法人 日本インクルージョン協会と称する。

(事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的) 第3条 当法人は障がいの有無に関係なく、皆がともに輝ける社会の実現を目的とし、障がい者や引きこもりの人々の活性化と就労支援、並びに彼らの雇用・教育に関する企業間の情報交換及び相互扶助を促進するための企業間 共同コミュニティの運営を行う。当法人は、上記目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 障がい者や引きこもりの人々の可能性を引き出すための教育及び就労支援事業
- ② 企業間共同コミュニティを構築し、このコミュニティに参加する企業を募って実施する以下の事業
 - ア 障がい者や引きこもりの人々の雇用ニーズ調査および仕事の共同開発事業
 - イ 障がい者や引きこもりの人々の雇用主である企業へのアドバイスおよび研修提案事業
 - ウ 心の健康問題により従業員が不調にならないために、また、休職、及び不調な従業員を雇用している参加企業のメンタルヘルス対策をサポートする事業
 - エ 従業員の気持ちを引き出し、コミュニケーション力を培う職場風土づくりに取り組む参加企業をサポートする研修事業
- ③ 市民による職場風土認証制度を構築し、障がい者や引きこもりの人々の雇用 や従業員の心の健康問題に取り組む参加企業をサポートする事業
- ④ 企業間共同コミュニティ参加企業への人材・スタッフ派遣サポート事業
- ⑤ 障がいを持つ幼児や子供たちの親の意識を高め、幼児や子供たちの潜在的可能性の芽を育てる事業
- ⑥ 障がい者や引きこもりの人々の保護者及び家族へのサポート事業
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑧ 若者や学生の主体性を養い、企画力・行動力及び心の成長をサポートする事業
- ⑨ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦内及び海外において行うものとする。（公告の方法）

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した法人又は個人を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員の当法人への年会費は社員総会において別途定める。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。但し、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社した時
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

第10条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 位高光司 東京都千代田区富士見二丁目 7 番1 - 1802 号

設立時社員 中森孝文 大阪府枚方市山田池東町 26 番 19 号

設立時社員 大島 仁 京都府宇治市広野町尖山 42 番地の7

設立時社員 白須 正 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 5 番地の 13

設立時社員 深尾昌峰 京都府宇治市開町 45 番地の 21

設立時社員 岡村充泰 京都府木津川市相楽台 5 丁目 5 番地 11

設立時社員 茶谷清志 京都市伏見区醍醐僧尊坊町 1 番地の 17

設立時社員 安倍孝一 京都府城陽市久世北垣内 18 番地の1

設立時社員 瀧川潤一郎 神戸市中央区御幸通 3 丁目 2 番 25 - 409 号

設立時社員 魚見航大 京都府久世郡久御山町大橋辺 1 番地 18

設立時社員 宮崎雅大 京都市伏見区深草西浦町四丁目 45 番地 サンレックス伏見
1405 号

設立時社員 鳥越大祐 京都市下京区西七条御前田町 44 アネックス西高瀬川 201
設立時社員 足立智子 大阪市浪速区下寺3丁目7番 15-408 号
設立時社員 河波明子 大阪府枚方市東山1丁目 45 番地 (808)
設立時社員 河波義明 大阪府枚方市東山1丁目 45 番地 (808)

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年11月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法等)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

- 第17条 当法人には、理事3名以上20名以内及び監事1名を置く。
- 2 理事のうち1名を代表理事にする。

(資格)

- 第18条 法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 選任は、社員総会の決議により行うものとする。
- 2 代表理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。

(理事の任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 増員により選任された理事の任期は在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 補欠として選任された理事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

(監事の任期)

- 第20条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第5章 理事会

(構成)

- 第21条 この法人に理事会を置く。

(招集)

- 第22条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故又は支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第23条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第24条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす（ただし、監事が異議を述べた時を除く）。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年 11 月1日から翌年 10 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

第28条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第7章 解散

第29条

(解散)

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第30条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国 若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

（最初の事業年度）

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2019 年 10 月 31 日までとする。（設立時の役員）

第32条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事兼設立時代表理事 位高光司

設立時理事 中森孝文

設立時理事 大島 仁

設立時理事 深尾昌峰

設立時理事 岡村充泰

設立時理事 茶谷清志

設立時理事 安倍孝一

設立時理事 瀧川潤一郎

設立時理事 河波義明

設立時監事 白須 正

（アドバイザー制度）

第33条 当法人の発展のために識者や若者など様々な社会的立場や世代、性別を超えて 広範な方々のアドバイスを受けるためにアドバイザー制度を設置する。

（設立時のアドバイザー）

魚見航大（設立時社員）

宮崎雅大（設立時社員）

鳥越大祐（設立時社員）

河波明子（設立時社員）

足立智子（設立時社員）

須賀英道 嘉村賢州

（根拠法令）

第34条 この定款に規定のない事項は、全て一般社団法人法に関するその他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本インクルージョン協会設立のため、設立時社員 位高光司ほか
14名が定款を作成し記名押印する。

平成 30 年 10 月 28 日

設立時社員 位高光司
設立時社員 中森孝文
設立時社員 大島 仁
設立時社員 白須 正
設立時社員 深尾昌峰
設立時社員 岡村充泰
設立時社員 茶谷清志
設立時社員 安倍孝一
設立時社員 瀧川潤一郎
設立時社員 魚見航大
設立時社員 宮崎雅大
設立時社員 鳥越大祐
設立時社員 足立智子
設立時社員 河波明子
設立時社員 河波義明